



# 埼玉県報

第 2997 号  
平成 30 年(2018 年)  
4 月 27 日  
金曜日

## 目次

### 管理規程

- 埼玉県企業局高压ガス危害予防規程を廃止する規程（水道管理課）

### 告示

- 住民基本台帳ネットワークシステムにおける埼玉県に係る都道府県ネットワークの監視及び保守業務委託に関する契約の相手方等の公示（情報システム課）
- 平成 30 年 1 月から 3 月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（入札審査課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の再開の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)

- 埼玉県出張理美容師衛生講習の指定（生活衛生課）
- 高速液体クロマトグラフ・タンデム四重極質量分析計賃貸借に関する入札公告（食肉衛生検査センター）
- 明戸北部土地改良区の役員就退任届（大里農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 狭山都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 狭山都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 平成 30 年度埼玉県立学校 19 校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する入札公告（高校教育指導課）
- 県道川越所沢線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道久米所沢線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道加須北川辺線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 一般国道 354 号の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 県立病院の灯油（平成 30 年度 4・5 月分）の購入に関する落札者等の公示（経営管理課）
- 公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示（選挙管理委員会）
- 平成 30 年度埼玉県職員採用上級試験等の実施（任用審査課）
- 平成 30 年度埼玉県警察事務職員採用上級試験の実施（任用審査課）
- 平成 30 年度埼玉県職員採用初級試験等の実施（任用審査課）
- 平成 30 年度埼玉県警察事務職員採用初級試験の実施（任用審査課）
- 平成 30 年度埼玉県免許資格職職員採用試験の実施（任用審査課）
- 平成 30 年度埼玉県経験者職員採用試験の実施（任用審査課）

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第八号

埼玉県企業局高圧ガス危害予防規程を廃止する規程を次のように定める。

平成三十年四月二十七日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県企業局高圧ガス危害予防規程を廃止する規程

埼玉県企業局高圧ガス危害予防規程（昭和六十年埼玉県公営企業管理規程第五号）  
は廃止する。

附 則

この規程は、平成三十年四月二十七日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第四百八十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

住民基本台帳ネットワークシステムにおける埼玉県に係る都道府県ネットワークの監視及び保守業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム課住基ネット・マイナンバー担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成30年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地

5 契約金額

83,656,478円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第四百八十一号

平成三十年一月から三月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成三十年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

# 告示

## 埼玉県告示第四百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十年四月二十七日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
春日部在宅診療所 ウエルネス	笹岡 大史	春日部市内牧三七〇一―一 エミナース春日部一階	平成三十年 三月一日
久喜リウマチクリニック	吉尾 卓	久喜市久喜中央四―九―一 イトーヨーカドー五F	平成三十年 四月一日
ここ肌クリニック	橋本 加代子	志木市館二―六―一―一 ペアクレセント二〇四	平成二十九年 十二月一日
志木柏町クリニック	相原 大和	志木市柏町一―六―七四	平成三十年 四月一日
医療法人 泰一会 和光リハビリテーション 病院	医療法人 泰一会	和光市中央二―六―七五	平成三十年 四月一日
かないクリニック	金井 亮太	所沢市小手指町一―三―八	平成三十年 四月一日
本田胃腸・内科クリニック	本田 徹	新座市馬場一―四―一七	平成三十年 四月一日

北本矢澤クリニク	浦島医院	いで眼科クリニク	浅賀歯科医院	さくらデンタル	戸田公園スタシオン 歯科クリニク	北戸田ＣＯＣＯ歯科	新所沢おかみつ歯科 クリニク	みつはしデンタルク リニク	引間歯科医院	福田歯科医院	こどもおとな歯科	武蔵台歯科医院
医療法人 慶聰会	浦島 太郎	井出 智之	浅賀 庸平	今井 敦	医療法人 直悦会	田口 耕平	岡光 史洋	三橋 徹郎	引間 英之	福田 稲太	瀧川 富貴穂	医療法人社団 トライデント
北本市北本一―一〇七 江利川ビル一階	蓮田市南新宿八三四―一	吉川市美南五―六―九	蕨市塚越二―一〇―二	草加市弁天二―二二―三 立原ビル一F	戸田市本町四―一六―五― 一〇二	戸田市新曾二〇〇二―一 プルメリア北戸田一〇一 号室	所沢市緑町四―一五―二三	熊谷市三ヶ尻女堀五四六三― 一	秩父市中町二―二	北本市北本二―一六	坂戸市千代田一―一六―六	日高市武蔵台一―三一―八
平成三十年 三月一日	平成三十年 四月一日	平成三十年 三月一日	平成二十九年 九月五日	平成三十年 四月一日	平成三十年 四月一日	平成三十年 四月一日	平成三十年 四月一日	平成三十年 三月一日	平成三十年 三月一日	平成三十年 三月八日	平成三十年 四月一日	平成三十年 三月一日

井上 優子	氏名			
	住所			
コスモス整骨院	名称	施術所		
一〇 比企郡川島町出丸下郷三八九	所在地			
三月一日	指定年月日			平成三十年

二 指定施術機関

クオール薬局 上尾東店	クオール 株式会社	上尾市上尾村五三九―九	平成三十年 四月一日
セキ薬局 小手指町店	株式会社 セキ薬品	所沢市小手指町一―三―八	平成三十年 四月一日
タイガー薬局 入間店	株式会社 タイガー	入間市宮寺三一九五―一 ライフコート入間一〇一	平成三十年 四月一日
さくら薬局 行田中央店	河北調剤 株式会社	行田市中央八―一三	平成三十年 四月一日
クスリのアオキ ニツ家薬局	株式会社 クスリのアオキ	北本市ニツ家一―三五三―二二	平成三十年 四月一日
リライ薬局 蓮田店	シップヘルスケ アフアーマシー 東日本株式会社	蓮田市南新宿八三四―六	平成三十年 四月一日
さくら薬局	株式会社 とく いずみ仁薬局	吉川市平沼一六八九―一	平成三十年 四月一日
ひざおり訪問看護 ステーション	株式会社 道秀	朝霞市膝折町一―一〇―一〇 朝霞シティハイツ一〇三	平成三十年 一月一日
訪問看護ステーション デューン加須	株式会社 N・フィールド	加須市大門町一〇―五	平成三十年 四月一日

三原 啓史	高橋 昌平	吉崎 淳一	大澤 康浩	森 和也	三田 量久	五明 顯公	田口 大輔	目黒 裕介	田中 伸明	仲 雄太
三愛鍼灸院	本庄 セリオ治療院	本庄 セリオ治療院	株式会社 ケアプラス	あゆ整骨院	みた整骨院	院 たんぽぽ鍼灸接骨 深谷市上柴町西三―二二― 一三	たぐち接骨院	骨院 ナチュラゼ田端整 東京都北区田端三―八―一 四	たなか鍼灸接骨院	まちの整骨院 春日部市役所通り
熊谷市肥塚三―二―五一	本庄市前原二―六―一五	本庄市前原二―六―一五	さいたま市大宮区桜木町二― 三二四―一 松本ビル四階	上尾市泉台二―三―一 泉マンション一〇五号	坂戸市北峰一―七		上尾市原市三七四五―一五		入間市久保稻荷一―二七― 一 コア入間C号室	春日部市中央六―三―一三
平成三十年 四月一日	平成三十年 四月一日	平成三十年 四月一日	平成三十年 三月一日	平成三十年 四月九日	平成三十年 四月四日	平成三十年 四月四日	平成三十年 三月十日	平成三十年 三月一日	平成三十年 三月二十六日	平成三十年 三月二十九日

保坂 浩之	小川 隆司	嶋村 正志	町田 泰之	山中 崇生	池田 籐子
院 くろまめはりきゆう	小川鍼灸治療院	院 くりのき鍼灸整骨	出張専門鍼灸マツ サージ薬師堂	山中 崇生	藤川鍼灸接骨院
本庄市山王堂二一八―四	一 比企郡吉見町田甲五四七―	日高市下高萩新田四六	桶川市川田谷六六九―二	富士見市鶴馬一―七―二四	朝霞市本町三―四―八
三月一日 平成三十年	四月一日 平成三十年	三月一日 平成三十年	四月一日 平成三十年	三月二十日 平成三十年	四月一日 平成三十年

# 告示

## 埼玉県告示第四百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年四月二十七日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人社団 上杏会 あげお 第一診療所	開設者	医療法人社団 上尾第一診療所	医療法人社団 上杏会
医療法人 大城胃腸科外科 医院	所在地	朝霞市本町二―三―九	朝霞市本町二―四― 三〇
クオール薬局 春日部店	名称	SFC薬局 春日部店	クオール薬局 春日部店
共創未来 南栗橋薬局	名称	みどり薬局 栗橋店	共創未来 南栗橋薬局
クオール薬局 幸手中央店	名称	SFC薬局 幸手中央店	クオール薬局 幸手中央店
訪問看護ステー ション ふれあいあげお	所在地	上尾市仲町一―八―三 二	上尾市仲町一―八―五
訪問看護ステー ション トータルケア 小手指	所在地	所沢市小手指町一―六 六〇三 小手指タワー ズディアスカイタワー	所沢市小手指町一― 三六―五

二 指定施術機関

氏名	変更事項	変更前	変更後
嶋村 正志	施術所名称	くりのき整骨院	くりのき鍼灸整骨院
保坂 浩之	施術所所在地	本庄市山王堂二一八一	本庄市山王堂二一八一
保坂 浩之	施術所名称	くろまめはりきゆう 治療院	くろまめはりきゆう院
奥村 直之	施術所所在地	東京都練馬区貫井三一 一八一七	狭山市入間川三一 一八一六
奥村 直之	施術所名称	治療院ファミリ ケア ステーション	奥村指圧治療院
宇田川 宏明	施術所所在地	東京都足立区綾瀬二 二〇一一二	八潮市鶴ヶ曾根七九 四一〇
宇田川 宏明	施術所所在地	イーストビル二〇二	
加藤 裕武	施術所所在地	東松山市箭弓町三 一〇一六一一〇一	東松山市若松町二 一〇二七一一〇一
内田 祥子	施術所名称	医療法人社団 彩明会 大宮鍼灸整骨院	医療法人社団 彩明会 大宮鍼灸治療院

# 告示

## 埼玉県告示第四百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十年四月二十七日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
北本矢澤クリニック	北本市北本一〇七 江利川ビル 一階	平成三十年 二月二十八日
浅賀歯科医院	蕨市塚越二一〇一	平成二十九年 九月四日
さくらデンタル	草加市弁天二二二一三 立原ビル 一F	平成三十年 一月三十一日
引間歯科医院	秩父市中町二二二	平成三十年 二月二十八日
福田歯科医院	北本市北本二一六	平成三十年 三月七日
医療法人社団 生友会 とも歯科医院	北本市二ツ家三一五 A館二F 一一五	平成二十九年 二月二十八日
武蔵台歯科医院	日高市武蔵台一三二一八	平成三十年 二月二十八日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		廃止年月日
		名称	所在地	
高田 鈴子		宮前はり・灸治療院	熊谷市宮前町二一八二 矢島ビル一F	平成三十年 三月三十一日
早川 暁啓		はっとりはり・きゅう 接骨院上落合院	さいたま市中央区上落合 三一〇―二一〇一	平成三十年 三月三十日

# 告示

## 埼玉県告示第四百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成三十年四月二十七日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	辞退年月日
水上レディースクリニック	草加市新栄二―二七―八	平成三十年四月三十日
溝渕内科医院	所沢市西所沢一―三―八	平成三十年四月十日

告示

埼玉県告示第四百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十年四月二十七日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
愛の家 グループホーム 八潮	八潮市大曾根 一二七三―一	メデイカル・ ケア・サービス 株式会社	認知症対応型 共同生活介護 介護予防 共同生活介護	平成三十年 三月二十日
荘和泉 クリニック	戸田市新曽 一七〇五―二	医療法人 和泉会	居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導	平成二十九 年八月一日
セキ薬局 白岡中央店	白岡市小久喜 九八〇―一	株式会社 セキ薬品	居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導	平成三十 年四月一日
ひばり薬局 江南店	熊谷市成沢 八八七―七	株式会社 グラントール	居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導	平成三十 年四月一日

有限会社 松葉薬局		セキ薬局 戸田公園店		あおぞら薬局	
所沢市松葉町 一八―四		戸田市本町 四―一三―五		所沢市緑町 三―三―三二	
有限会社 松葉品		株式会社 セキ薬品		株式会社 エフケイ	
介護予防 療養管理 指導	居宅療養 管理指導	介護予防 療養管理 指導	居宅療養 管理指導	介護予防 療養管理 指導	居宅療養 管理指導
平成三十年 二月一日		平成三十年 四月一日		平成三十年 二月一日	

# 告示

## 埼玉県告示第四百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年四月二十七日

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
医療法人社団 哺育会 指定居宅介護支援 事業所白岡	事業者 住所	東京都台東区 東浅草一―一 〇―一二	東京都台東区 今戸二―二六 ―一五	居宅介護支援
白岡訪問看護 ステーション	事業者 住所	東京都台東区 東浅草一―一 〇―一二	東京都台東区 今戸二―二六 ―一五	訪問看護 介護予防訪問看護
訪問看護 ステーション ふれあいあげお	事業所 住所	上尾市仲町 一―八―三二	上尾市仲町 一―八―五	訪問看護 介護予防訪問看護

加須市社協 ケアプラン センター	はらだ ホームヘルパー ステーション	ケアウエル サポート 狭山	ケアウエル 狭山店
事業所 名称	事業所 住所	事業者 名称	事業者 名称
加須市社協 ケアプランセ ンター	入間市豊岡 一十三一七	ピッ エル 安心 ケアウ 株式 会社	ピッ エル 安心 ケアウ 株式 会社
加須市社協 ケアプラ ンセンター	入間市豊岡 一五二二三	ケアウエル 安心 株式 会社	ケアウエル 安心 株式 会社
居宅介護支援	訪問介護	居宅介護支援	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売

# 告示

## 埼玉県告示第四百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり再開の届出があった。

平成三十年四月二十七日

埼玉県知事 上田清司

名称	ノエル薬局	
所在地	蓮田市井沼 九八八―三	
サービスの種類	居宅療養管理指導	介護予防 居宅療養管理指導
	平成三十年 四月一日	
再開年月日		

# 告示

## 埼玉県告示第四百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十年四月二十七日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
浅賀歯科医院	蕨市塚越 二一〇一二	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成二十九年 九月四日
老人保健施設 ビッラ・ベッキア	秩父市寺尾 二七四四	居宅介護支援	平成二十年 三月三十一日
ハッピーケアサポート	三郷市早稲田 六一三一二	介護予防訪問介護 介護予防 福祉用具貸与	平成三十年 四月一日
アースサポート 上尾	上尾市中妻 二一六八	訪問介護	平成三十年 四月三十日

<p>アシストハウス 新戒</p>	<p>アシストハウス 深谷</p>	<p>アシストハウス 羽生</p>	<p>アシストハウス 豊里</p>	<p>グループホーム けいあい川角</p>	<p>グループホーム けいあい</p>				
<p>深谷市新戒二九―二</p>	<p>深谷市東方町 二―一五―三</p>	<p>羽生市上新郷 一八二八―四</p>	<p>深谷市新戒二九</p>	<p>入間郡毛呂山町川角 五〇四―一</p>	<p>入間郡毛呂山町前久保 三七―二〇</p>				
<p>介護予防 認知症対応型 共同生活介護</p>	<p>認知症対応型 共同生活介護</p>	<p>介護予防 認知症対応型 共同生活介護</p>	<p>認知症対応型 共同生活介護</p>	<p>介護予防 認知症対応型 共同生活介護</p>	<p>認知症対応型 共同生活介護</p>	<p>介護予防 認知症対応型 共同生活介護</p>	<p>認知症対応型 共同生活介護</p>	<p>認知症対応型 共同生活介護</p>	<p>認知症対応型 共同生活介護</p>
<p>平成三十年 三月三十一日</p>	<p>平成三十年 三月三十一日</p>	<p>平成三十年 三月三十一日</p>	<p>平成三十年 三月三十一日</p>	<p>平成二十九年 十月三十一日</p>	<p>平成二十九年 十月三十一日</p>				

<p>ア シ ス ト ハ ウ ス 藤 井</p>	<p>グ ル ー プ ホ ー ム け い あ い</p>	<p>ビ ッ ラ ・ ベ ッ キ ア 在 宅 介 護 支 援 セ ン タ ー</p>	
<p>羽 生 市 藤 井 上 組 三 五 七 一</p>	<p>毛 呂 山 町 前 久 保 南 四 一 一 六 一</p>	<p>秩 父 市 寺 尾 二 七 四 四</p>	
<p>介 護 予 防 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護</p>	<p>介 護 予 防 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護</p>	<p>認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護</p>	<p>居 宅 介 護 支 援</p>
<p>平 成 三 十 年 三 月 三 十 一 日</p>	<p>平 成 二 十 九 年 十 月 三 十 一 日</p>	<p>平 成 二 十 年 三 月 三 十 一 日</p>	

## 告 示

### 埼玉県告示第四百九十号

理容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十三号）第七条及び美容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十四号）第七条の規定による出張理美容師衛生講習として次のとおり指定した。

平成三十年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 講習の主催者

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 二 講習日程及び講習会場

イ 平成三十年八月二十一日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一番四号

埼玉会館

ロ 平成三十年九月十四日

埼玉県狭山市稲荷山二丁目十六番一号

埼玉県狭山保健所

ハ 平成三十年十月二十五日

埼玉県本庄市前原一丁目八番十二号

埼玉県本庄保健所

ニ 平成三十年十二月十九日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県庁第三庁舎

# 告 示

## 埼玉県告示第四百九十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

高速液体クロマトグラフ・タンデム四重極質量分析計賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成30年9月1日（土）から平成35年8月31日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県食肉衛生検査センター 2階 理化学検査室

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合5丁目18番24号 埼玉県食肉衛生検査センター精密検査担当 加藤、江原 電話048-853-7871（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年6月11日（月）午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年6月8日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年6月11日（月）午前11時まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県食肉衛生検査センター 平成30年6月11日（月）午前11時20分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年5月23日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成30年5月7日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease for a High Performance Liquid Chromatograph with triple  
Quadrupole Mass Spectrometer

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic tender system: 11:00 am, June 11, 2018

By mail: 5:00 pm, June 8, 2018

In person: 11:00 am, June 11, 2018

(3) Contact Information:

Comprehensive Inspection Group, Meat Inspection Center, Saitama  
Prefecture

Kamiochiai 5-18-24, Chuo-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 338-0001

Tel. 048-853-7871

# 告示

## 埼玉県告示第四百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
明戸北部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及  
び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年四月二十七日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	高橋恒夫	埼玉県深谷市江原二百四十八番地一
同	小林正嗣	同 同 八百七十一番地一
同	市川武邦	同 同 九百十一番地
同	長谷川秀明	熊谷市籠原南一丁目一番地四百五
同	坂田良造	深谷市江原九百四十九番地
同	江森斎	同 同 三百四十四番地一
同	高橋昭夫	同 同 五百二十四番地
同	栗原貴一	同 同 堀米二百三十一番地一
同	霜田明彦	同 同 江原三百九十八番地三
同	坂田忠司	同 同 九百十七番地一
同	高橋一	同 同 三百七十三番地一
同	市川和宏	同 同 九百八番地
同	高橋久雄	同 同 八百九十一番地
同	倉上実	同 同 堀米二百四十三番地
同	大澤充	同 同 百五十六番地一
同	飯塚貴夫	同 同 江原四百三番地
同	澤田正行	同 同 蓮沼三百九十六番地二
同	小林均	同 同 江原八百七十番地
監事	飯塚孝弘	同 同 三百六十五番地
同	倉上和男	同 同 堀米二百四十六番地
同	中野英子	同 同 熊谷市永井太田千五十六番地

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	高橋恒夫	埼玉県深谷市江原二百四十八番地一
同	小林正嗣	同 同 八百七十一番地一

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
中野英子	倉上和男	飯塚孝弘	大澤充	倉上実	高橋久雄	市川和宏	高橋峯	坂田忠司	霜田明彦	栗原貴一	高橋昭夫	江森齋	坂田良造	長谷川秀明	市川武邦
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
熊谷市永井太田千五十六番地	同 堀米二百四十六番地	同 江原三百六十五番地	同 同 百五十六番地一	同 堀米二百四十三番地	同 同 八百九十一番地	同 同 九百八番地	同 同 三百七十三番地一	同 同 九百十七番地一	同 同 江原三百九十八番地三	同 同 堀米二百三十一番地一	同 同 五百二十四番地	同 同 三百四十四番地一	深谷市江原九百四十九番地	熊谷市永井太田千五百十八番地	同 同 九百十一番地

## 告 示

### 埼玉県告示第四百九十三号

平成二十九年埼玉県告示第千十号で公示した公共測量は、平成三十年三月十六日終了した旨測量計画機関であるさいたま市台・一ノ久保特定土地区画整理組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第四百九十四号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

### 二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

### 三 作業地域

幸手市惣新田、榎野地地内

### 四 作業期間

平成三十年四月二十三日から平成三十年五月十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第四百九十五号

測量計画機関である独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

### 二 作業種類

公共測量（四級水準測量）

### 三 作業地域

久喜市野久喜地区

### 四 作業期間

平成三十年一月十六日から平成三十年五月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第四百九十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成三十年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一七―六一〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県加須市北大桑字川端百五番一 外 八十筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 六千六百五十六立方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第四百九十七号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成三十年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 許可番号

第二〇一七―十一―一号

#### 二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県大里郡寄居町大字寄居字茅苅六百十八番一 他二十九筆

#### 三 雨水流抑制施設の容量

容量 百三十二立方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第四百九十八号

平成三十年四月六日付け埼玉県告示第三百八十二号で告示した狭山都市計画区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成三十年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第四百九十九号

平成三十年四月六日付け埼玉県告示第三百八十二号で告示した狭山都市計画道路に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成三十年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第五百号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

平成30年度埼玉県立学校19校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成30年9月1日（土）から平成35年7月31日（月）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 平尾 電話048-830-6773（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年6月8日（金）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年6月7日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年6月8日（金）午前10時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 平成30年6月8日（金）午前11時

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、

免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年5月25日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成30年5月7日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: equipment related to computer rooms for 19 schools.
- (2) Time-limit for the tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m. June 8, 2018, By mail; 5:00 p.m. June 7, 2018, In person; 10:30 a.m. June 8, 2018.
- (3) Contact point for the notice: High School Education Management Division, Prefectural Schools Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6773.

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市御幸町四九四番二から同 市東町四四一番四地先まで		区 間
一一・六八〇 三七・三三三	七・九六〇 二六・九四	敷地の幅員 (メートル)
一〇一・三五		延長 (メートル)
所沢東町地区第一種 再開発事業による。		備 考

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 久米所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
町四九五番一地从先まで 所沢市東町七七番一から同市東		区 間
一四・五六 二二三・七三	一四・五六	敷地の幅員 (メートル)
五八・九八		延長 (メートル)
再開発事業による 所沢東町地区第一種		備考

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤 隆

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須北川辺線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>加須市柏戸字太田二〇五九番一 地先から 同市柏戸字南六八三番一 地先 で</p>	<p>加須市柏戸字太田二〇五九番一 地先から 同市柏戸字八幡一二一五番一 地 先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・二〇〇 二四・七〇</p>	<p>一七・八〇〇 二二・五〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>八〇〇・〇〇</p>	<p>三五・〇〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤 隆

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 三百五十四号
- 三 道路の区域

新旧 C	旧 B	旧 A	旧 新 別
加須市柳生字小屋口一六五六番 一地先から 同市向古河字下悪戸二四四四番 二地先まで	加須市柏戸字宮三九六番一地先 から 同市向古河字北通七四八番地先 まで	加須市柳生字下宿二五〇〇番一 地先から 同市柏戸字太田一九九四番一地 先まで	区 間
一一・五〇〃 一三六・五〇	一一・六〇〃 四三・〇〇	七・九〇〃 八四・五〇	敷地の幅員 (メートル)
四一五八・〇〇	一四七一・六〇	四〇七二・〇〇	延長 (メートル)
	旧Bは県道佐野古河線として管 理する。	旧Aの一部は加須市に引継ぐ。 他、一部は県道加須北川辺線と して管理する。	備 考

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年四月二十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

#### 一 許可番号

平成三十年四月十七日

指令越建セ第二九〇〇一四二号

#### 二 検査済証番号

平成三十年四月二十三日

越建セ第四七一一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字中島四番一、五番一、六番

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町道佛三丁目五番十六号

石塚 市郎

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年四月二十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

#### 一 許可番号

平成三十年三月二十八日

指令越建セ第二九〇〇二四一号

#### 二 検査済証番号

平成三十年四月二十三日

越建セ第四八―一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町和戸三丁目百五十八番三、百五十八番四、百五十九番

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市北原町三丁目二番二十二号

株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十七日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 1 購入等件名及び数量  
灯油 JIS 1号 82,800リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当  
埼玉県熊谷市板井 1696 番地
  - (2)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当  
埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2
- 3 落札者を決定した日  
平成 30 年 4 月 16 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社齋徳商店  
埼玉県羽生市中央 4 丁目 2 番 22 号
- 5 落札金額  
71.82 円 (1 リットル当たり単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成 30 年 4 月 3 日

## 告 示

### 埼玉県選管告示第十九号

公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年四月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示

公職選挙法及び同法施行令等執行規程（平成七年埼玉県選管告示第十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「及び」を「、県議会議員又は」に改め、「第三号」を「第四号まで」に改める。

別記第八号様式その二の備考3中「衆議院議員選挙」の次に「及び県議会議員選挙」を加える。

#### 附 則

- 1 この告示は、平成三十一年三月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の公職選挙法及び同法施行令等執行規程の規定は、施行の日以後その期日を告示される県議会議員の選挙から適用し、施行の日の前日まではその期日を告示された県議会議員の選挙については、なお従前の例による。

## 告 示

### 埼玉県選管告示第二十号

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年四月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程（平成五年埼玉県選管告示第三十号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式その二、別記第二号様式その二及び別記第三号様式その二の様式

中「回線帳」の次に「回線帳区」を加える。

別記第五号様式を次のように改める。

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

平成 年 月 日

平成 年 月 日執行何選挙（何選挙区）

候補者 氏 名<sup>㊦</sup>

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

- イ 県議会議員の選挙 16,000枚
- ロ 県知事の選挙 100,000枚+15,000枚×（埼玉県内の衆議院小選挙区  
選出議員の選挙区の数-1）  
ただし、300,000枚を超える場合には、300,000枚

(2) 限度額

- イ 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合  
円 銭（単価）×当該作成枚数＝限度額
- ロ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合  
$$\frac{\text{円} + \text{円 銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価}$$
  
… 1 銭未満の端数は  
切上げ  
単価×確認された作成枚数＝限度額

記第七号様式その二中「可離縣」の次に「(可離縣区)」を加える。

附 則

- 1 この告示は、平成三十一年三月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の規定は、施行の日以後その期日を告示される県議会議員の選挙から適用し、施行の日の前日までにその期日を告示された県議会議員の選挙については、なお従前の例による。

# 告 示

## 埼玉県人事委員会告示第一号

平成三十年度埼玉県職員採用上級試験及び平成三十年度埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用上級試験を次のとおり実施する。

平成三十年四月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

1 試験の名称

- (1) 平成30年度埼玉県職員採用上級試験  
 (2) 平成30年度埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用上級試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

試験区分	試験職種	採用予定者数	受験資格
埼玉県職員採用上級試験	一般行政	156人	○日本国籍を有する者 (小・中学校事務を除く。)  ○地方公務員法第16条に該当しない者  ○次に掲げる者 (1) 昭和63年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者(学歴不問) (2) 平成9年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの ア 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者又は平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者 イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者  ※「福祉」は社会福祉法第19条の社会福祉主事の任用資格を有する者又は平成31年3月31日までに資格を取得する見込みの者
	福祉	25人	
	心理	7人	
	設備	15人	
	(新方式)設備	うち新方式2人程度	
	総合土木	45人	
	(新方式)総合土木	うち新方式5人程度	
	建築	5人	
	(新方式)建築	うち新方式2人程度	
	化学	13人	
農業	14人		
林業	5人		
埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用上級試験		20人	

3 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

試験区分	第1次試験		第2次試験	
	教養試験	専門試験	論文試験	人物試験
埼玉県職員採用上級試験	○ (選択解答制) (新方式を除く)	○ (一般行政のみ 選択解答制)	○ (新方式を除く)	○
埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用上級試験	○ (選択解答制)		○	○

注 ○印を付したものについて行う。

#### 4 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	6月24日（日）	埼玉県立伊奈学園総合高等学校・中学校 （北足立郡伊奈町） 埼玉県立浦和西高等学校 （さいたま市）	7月3日（火）午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	7月9日（月）から12日（木）までのいずれか1日及び7月30日（月）から8月16日（木）までのいずれか1日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		8月27日（月）に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

#### 5 試験の対象となる職の概要及び給与

##### (1) 職の概要

###### ア 埼玉県職員採用上級試験

埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務又は技術的業務に従事する。

###### イ 埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用上級試験

埼玉県内の市町村立小・中学校（さいたま市を除く。）に勤務し、学校事務に従事する。

##### (2) 給与

ア 初任給は、原則として全職種とも約204,300円（地域手当を含む。）である。

一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがある。

イ 上記の初任給は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のものであり、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。

ウ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 上記は、平成30年4月1日現在のものであり、採用時までに給与改定があった場合は、それによる。

#### 6 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合、又は資格取得見込みの者にあつては、当該資格を取得できなかった場合は、採用候補者名簿から削除される。

## 7 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成31年4月1日である。

## 8 受験手続

### (1) 受験案内の入手方法

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成30年5月1日（火）から公開する。

### (2) 申込方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

なお、申込みは、原則としてインターネットから行うこととするが、インターネットによる申込みが困難である場合は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に問い合わせること。

### (3) 受付期間

5月8日（火）9時30分から5月21日（月）17時まで

## 9 その他

(1) 試験職種「一般行政」については、点字又は拡大文字（身体障害者手帳を有する者又は身体障害者手帳を有する者と同程度の障害があることが確認できる者に限る。）による受験が可能である。この場合は、試験会場等が異なることがある。

(2) この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）に行うこと。

# 告 示

## 埼玉県人事委員会告示第二号

平成三十年年度埼玉県警察事務職員採用上級試験を次のとおり実施する。

平成三十年四月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

1 試験の名称

平成30年度埼玉県警察事務職員採用上級試験

2 試験職種及び採用予定者数

警察事務 25人

3 受験資格

(1) 日本国籍を有する者

(2) 地方公務員法第16条に該当しない者

(3) 次に掲げる者

ア 昭和63年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者（学歴不問）

イ 平成9年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

(ア) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者

(イ) 人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者

4 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

(1) 第1次試験 教養試験（選択解答制）、専門試験（選択解答制）

(2) 第2次試験 論文試験、人物試験

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	6月24日（日）	埼玉県立伊奈学園総合高等学校・中学校 （北足立郡伊奈町） 埼玉県立浦和西高等学校 （さいたま市）	7月3日（火）午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	7月9日（月）から12日（木）までのいずれか1日及び7月30日（月）から8月16日（木）までのいずれか1日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		8月27日（月）に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

## 6 試験の対象となる職の概要及び給与

### (1) 職の概要

埼玉県警察本部又は県内各警察署等に勤務し、警察事務に従事する。

### (2) 給与

ア 初任給は、約204,300円（地域手当を含む。）である。一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがある。

イ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 上記は、平成30年4月1日現在のものであり、採用時までには給与改定があった場合は、それによる。

## 7 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

## 8 採用の方法

名簿登載者は、警察本部長からの請求に応じて提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成31年4月1日である。

## 9 受験手続

### (1) 受験案内の入手方法

#### ア インターネット

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成30年5月1日（火）から公開する。

#### イ 冊子の配布

冊子の受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署又は埼玉県人事委員会事務局任用審査課において、平成30年5月8日（火）から配布する。

### (2) 申込方法

#### ア インターネット

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

#### イ 郵送

申込書に必要事項を記入の上、特定記録又は簡易書留にて埼玉県警察採用センターに提出すること。

#### ウ 持参

申込書に必要事項を記入の上、埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に提出すること。

(3) 受付期間

ア インターネット受付

5月8日（火）9時30分から5月21日（月）17時まで

イ 郵送受付

5月8日（火）から5月21日（月）まで（期間内消印有効）

ウ 持参受付

5月8日（火）から5月21日（月）までの

8時30分～12時及び13時～17時15分（土曜日及び日曜日を除く。）

10 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）又は埼玉県警察採用センター（埼玉県警察職員採用フリーダイヤル 0120-373514）に行うこと。

# 告 示

## 埼玉県人事委員会告示第三号

平成三十年度埼玉県職員採用初級試験及び平成三十年度埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用初級試験を次のとおり実施する。

平成三十年四月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

1 試験の名称

- (1) 平成30年度埼玉県職員採用初級試験
- (2) 平成30年度埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用初級試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

試験区分	試験職種	採用予定者数	受験資格
埼玉県職員採用初級試験	一般事務	13人	<input type="checkbox"/> 日本国籍を有する者 (小・中学校事務を除く。)  <input type="checkbox"/> 地方公務員法第16条に該当しない者  <input type="checkbox"/> 平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者(学歴不問)
	設備	2人	
	総合土木	4人	
埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用初級試験		12人	

3 試験の方法

試験は、高等学校卒業程度により次のとおり行う。

試験区分	第1次試験		第2次試験	
	教養試験	専門試験	作文試験	人物試験
埼玉県職員採用初級試験(一般事務)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
埼玉県職員採用初級試験(設備及び総合土木)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用初級試験	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

注 ○印を付したものについて行う。

4 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月23日(日)	埼玉県立大宮高等学校 (さいたま市)	10月3日(水)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	10月11日(木)及び10月23日(火)から10月25日(木)までのいずれか1日に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		11月21日(水)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

## 5 試験の対象となる職の概要及び給与

### (1) 職の概要

#### ア 埼玉県職員採用初級試験

埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務又は技術的業務に従事する。

#### イ 埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用初級試験

埼玉県内の市町村立小・中学校（さいたま市を除く。）に勤務し、学校事務に従事する。

### (2) 給与

ア 初任給は、原則として全職種とも約166,600円（地域手当を含む。）である。一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがある。

イ 上記の初任給は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のものであり、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。

ウ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 上記は、平成30年4月1日現在のものであり、採用時までには給与改定があった場合は、それによる。

## 6 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

## 7 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成31年4月1日である。

## 8 受験手続

### (1) 受験案内の入手方法

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成30年5月1日（火）から公開する。

### (2) 申込方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

なお、申込みは、原則としてインターネットから行うこととするが、インターネットによる申込みが困難である場合は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に問い合わせること。

### (3) 受付期間

8月15日（水）9時30分から8月27日（月）17時まで

## 9 その他

- (1) 試験職種「一般事務」については、点字又は拡大文字（身体障害者手帳を有する者又は身体障害者手帳を有する者と同程度の障害があることが確認できる者に限る。）による受験が可能である。この場合は、試験会場等が異なることがある。
- (2) この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）に行うこと。

# 告 示

## 埼玉県人事委員会告示第四号

平成三十年年度埼玉県警察事務職員採用初級試験を次のとおり実施する。

平成三十年四月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

1 試験の名称

平成30年度埼玉県警察事務職員採用初級試験

2 試験職種及び採用予定者数

警察事務 11人

3 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法第16条に該当しない者
- (3) 平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者（学歴不問）

4 試験の方法

試験は、高等学校卒業程度により次のとおり行う。

- (1) 第1次試験 教養試験
- (2) 第2次試験 作文試験、人物試験

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月23日（日）	埼玉県立浦和西高等学校 （さいたま市）	10月3日（水）午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	10月11日（木）及び10月23日（火）から10月25日（木）までのいずれか1日に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		11月21日（水）に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県警察本部又は県内各警察署等に勤務し、警察事務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給は、約166,600円（地域手当を含む。）である。一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがある。

イ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 上記は、平成30年4月1日現在のものであり、採用時までに給与改定があった場合は、それによる。

## 7 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

## 8 採用の方法

名簿登載者は、警察本部長からの請求に応じて提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成31年4月1日である。

## 9 受験手続

### (1) 受験案内の入手方法

#### ア インターネット

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成30年5月1日（火）から公開する。

#### イ 冊子の配布

冊子の受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署又は埼玉県人事委員会事務局任用審査課において、平成30年5月8日（火）から配布する。

### (2) 申込方法

#### ア インターネット

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

#### イ 郵送

申込書に必要事項を記入の上、特定記録又は簡易書留にて埼玉県警察採用センターに提出すること。

#### ウ 持参

申込書に必要事項を記入の上、埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に提出すること。

### (3) 受付期間

#### ア インターネット受付

8月15日（水）9時30分から8月27日（月）17時まで

#### イ 郵送受付

8月15日（水）から8月27日（月）まで（期間内消印有効）

#### ウ 持参受付

8月15日（水）から8月27日（月）までの

8時30分～12時及び13時～17時15分（土曜日及び日曜日を除く。）

## 10 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）又は埼玉県警察採用センター（埼玉県警察職員採用フリーダイヤル 0120-373514）に行うこと。

# 告 示

## 埼玉県人事委員会告示第五号

平成三十年度埼玉県免許資格職職員採用試験を次のとおり実施する。

平成三十年四月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

1 試験の名称

平成30年度埼玉県免許資格職職員採用試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

試験職種	採用予定者数	受 験 資 格
薬剤師	4人	<p>○地方公務員法第16条に該当しない者 (全職種共通)</p> <p>日本国籍を有する次に掲げる者で、薬剤師の免許を有する者又は平成31年春季の国家試験で取得見込みの者</p> <p>(1) 昭和61年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 平成7年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの</p> <p>ア 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者又は平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p>
獣医師	16人	<p>日本国籍を有する次に掲げる者で、獣医師の免許を有する者又は平成31年春季の国家試験で取得見込みの者</p> <p>(1) 昭和61年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 平成7年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの</p> <p>ア 大学を卒業した者又は平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p>
保健師	8人	<p>次に掲げる者で、保健師の免許を有する者又は平成31年春季の国家試験で取得見込みの者(国籍不問)</p> <p>(1) 昭和63年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者</p>

		(2) 平成10年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの ア 大学を卒業した者又は平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者 イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
保健師 (警察)	1人	日本国籍を有する次に掲げる者で、保健師の免許を有する者又は平成31年春季の国家試験で取得見込みの者 (1) 昭和63年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者 (2) 平成10年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの ア 大学を卒業した者又は平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者 イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
管理栄養士	2人	次に掲げる者で、管理栄養士の免許を有する者又は平成31年春季の国家試験で取得見込みの者(国籍不問) (1) 昭和63年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者 (2) 平成9年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの ア 大学を卒業した者又は平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者 イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
司書	13人	昭和63年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、司書の資格を有する者又は平成31年3月31日までに取得見込みの者(国籍不問)

### 3 試験の方法

#### (1) 薬剤師、獣医師、保健師、保健師(警察)及び管理栄養士

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

ア 第1次試験 教養試験(選択解答制)

イ 第2次試験 論文試験、人物試験

#### (2) 司書

試験は、短期大学卒業程度により次のとおり行う。

ア 第1次試験 教養試験、専門試験

イ 第2次試験 論文試験、人物試験

#### 4 試験の日時、試験会場及び合格発表

##### (1) 薬剤師、獣医師、保健師、保健師（警察）及び管理栄養士

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	6月24日（日）	埼玉県立伊奈学園 総合高等学校・中学校 （北足立郡伊奈町） 埼玉県立浦和西高等学校 （さいたま市）	7月3日（火）午前10時から 7日間、県庁本庁舎南玄関の 掲示板に掲示するほか、合格 者には文書で通知する。
第2次試験	7月9日（月）から12日（木）まで のいずれか1日及び7月30日（月） から8月16日（木）までのいずれか 1日（土曜日、日曜日及び祝日を除 く。）に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書 で通知する。		8月27日（月）に第1次試験 合格発表と同様の方法で掲示 するほか、合格者には文書で 通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

##### (2) 司書

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月23日（日）	埼玉県立大宮高等学校 （さいたま市）	10月3日（水）午前10時から 7日間、県庁本庁舎南玄関の 掲示板に掲示するほか、合格 者には文書で通知する。
第2次試験	10月11日（木）及び10月23日（火） から10月25日（木）までのいずれか 1日に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書 で通知する。		11月21日（水）に第1次試験 合格発表と同様の方法で掲示 するほか、合格者には文書で 通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

#### 5 試験の対象となる職の概要及び給与

##### (1) 職の概要

埼玉県の各機関に勤務し、技術的業務に従事する。

##### (2) 給与

ア 初任給（地域手当を含む。）は、原則として下表のとおりである。一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがある。

職 種	給 与
薬 劑 師	約231,900円
獣 医 師	
保 健 師	約236,300円
保 健 師 ( 警 察 )	
管 理 栄 養 士	約210,800円
司 書	約178,900円

イ 上記の初任給は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のものであり、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。

ウ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 上記は、平成30年4月1日現在のものであり、採用時まで給与改定があった場合は、それによる。

## 6 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合、又は免許（資格）取得見込みの者にあつては、当該免許（資格）を取得できなかった場合は、採用候補者名簿から削除される。

## 7 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成31年4月1日である。

## 8 受験手続

### (1) 受験案内の入手方法

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成30年5月1日（火）から公開する。

### (2) 申込方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

なお、申込みは、原則としてインターネットから行うこととするが、インターネットによる申込みが困難である場合は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に問い合わせること。

(3) 受付期間

職 種	受 付 期 間
薬 剤 師 獣 医 師 保 健 師 保健師（警察） 管 理 栄 養 士	5 月 8 日（火） 9 時 30 分から 5 月 21 日（月） 17 時まで
司 書	8 月 15 日（水） 9 時 30 分から 8 月 27 日（月） 17 時まで

9 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-822-8181）に行うこと。

# 告 示

## 埼玉県人事委員会告示第六号

平成三十年度埼玉県経験者職員採用試験を次のとおり実施する。

平成三十年四月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

1 試験の名称

平成30年度埼玉県経験者職員採用試験

2 試験職種及び採用予定者数

ア 民間企業等職務経験者区分

一般行政 5人

設 備 4人

総合土木 6人

建 築 2人

イ 海外活動等経験者区分

一般行政 2人

3 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法第16条に該当しない者
- (3) 次に掲げる者

民間企業等 職務経験者区分	昭和34年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかの者 ア 学校教育法に基づく大学を卒業（人事委員会が同等の資格があると認める場合を含む。）後、民間企業等における職務経験を5年以上（平成30年7月末日現在）有する者 イ 学校教育法に基づく短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。）を卒業（人事委員会が同等の資格があると認める場合を含む。）後、民間企業等における職務経験を7年以上（平成30年7月末日現在）有する者 ウ 民間企業等における職務経験を9年以上（平成30年7月末日現在）有する者
海外活動等 経験者区分	ア 昭和63年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者（学歴不問） イ 平成9年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの （ア）学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者 （イ）人事委員会が（ア）に掲げる者と同等の資格があると認める者

4 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

- (1) 第1次試験 教養試験、論文試験Ⅰ
- (2) 第2次試験 論文試験Ⅱ、人物試験Ⅰ

(3) 第3次試験 人物試験Ⅱ

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月23日(日)	埼玉県立浦和西高等学校 (さいたま市)	10月16日(火)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	10月27日(土)に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		11月13日(火)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第3次試験	11月25日(日)に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第2次試験合格者に文書で通知する。		12月7日(金)に第1次試験及び第2次試験の合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務又は技術的業務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給は、採用される者の民間企業等での職務経験の内容等に応じて、在職する職員の給与と同等の額の範囲内で決定される。

(例) 年齢32歳で、民間企業等における職務経験が10年である場合  
約280,000円(地域手当を含む。)

イ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 上記は、平成30年4月1日現在のものであり、採用時までに給与改定があった場合は、それによる。

7 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

8 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成31年4月1日である。

## 9 受験手続

### (1) 受験案内の入手方法

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成30年7月2日（月）から公開する。

### (2) 申込方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

なお、申込みは、原則としてインターネットから行うこととするが、インターネットによる申込みが困難である場合は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に問い合わせること。

### (3) 受付期間

8月15日（水）9時30分から8月27日（月）17時まで

## 10 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）に行うこと。